

第 12 回かるまいブランド認証商品募集要項

1 目的

軽米町の豊かな自然、独自の資源および高度な技術などを活かし、軽米のものにこだわった魅力ある特産品等の競争力の強化を図るとともに確かな品質と確かな技術を認証し、かるまいブランドとして全国に発信・提供することにより、軽米のイメージを高めることで軽米町の産業並びに観光の振興に寄与することを目的とする。

2 認証商品の特典

かるまいブランド認証商品には、次の（１）～（５）の特典があります。

（１）認証商品 P R と販路開拓支援

チューリップフェスティバル・いわて銀河プラザ（東京）・食フェスタ in かるまい等のイベント出展による P R と販路開拓の支援が受けられます。

（２）商品開発の支援

認証商品の改善や新たな商品開発の支援が受けられます。

（３）認証マークの使用

かるまいブランドの認証マークを商品に使用することができ、商品の信頼度・安心感のイメージアップにより、販売促進の向上に活用することができます。

※ 新規認証商品には 1 商品 1,000 枚の認証マークシールを無料で交付します。

（４）のぼり旗の交付

かるまいブランドののぼり旗を使用することで、店舗の認知度・商品訴求力の向上に活用することができます。

（５）リーフレット・ポスターへの掲載

かるまいブランド認証委員会が作成するリーフレット・ポスターに掲載され、広く P R することができます。

3 応募資格

申請できるのは、次の（１）～（３）に全て該当する方とします。

（１）軽米町に住所を有する方または事業拠点が軽米町に存在する方

（２）物品の製造および販売等について、法令等の規定に違反していないこと

（３）責任者あるいは責任の所在が明確であり、第三者から苦情や要望などに対する処理体制が確立されていること

4 認証基準

かるまいブランドの認証については、軽米町の地域素材を使用し、品質が良く、市場性・将来性があり、更におもてなしの心が感じられる特産品等として、次の（１）～（３）の要件を満たしていることを認証の基準とします。

（１）「軽米産」の食材、素材を原材料としていること

（２）「軽米」にちなんだ物語、歴史、エピソードを有していること

（３）安全で安心して消費することができ、体と心に美味しいこと

5 応募手続き

（１）手続きの流れ

① 申請

認証を受けようとする方は、「かるまいブランド認証申請書（様式第１号）」及び添付書類を、別に定める期日までにかるまいブランド認証委員会（軽米町商工会内）に提出してください。

② 認証審査・プレゼンテーション

９月下旬に、かるまいブランド認証委員会により申請商品の審査を行います。また、審査会において申請者による申請商品のプレゼンテーションをしていただきます。

③ 結果通知

審査会終了後、２週間以内に認証可否の結果通知をします。

④ 認証式・認証書の交付

かるまいブランド商品に認証された方は、例年10月に行われる「食フェスタ in かるまい」において、新規かるまいブランド認証商品の認証式を行い「かるまいブランド認証書」を交付いたしますので出席してください。

(2) 応募書類

① 申請書

別紙「かるまいブランド認証申請書（様式第1号）」をご使用ください。

※ 軽米町商工会のホームページからダウンロードできます。

(URL) <https://www.shokokai.com/karumai/karumai-brand>

② 商品の写真（データ）

申請する商品の全体写真2～3枚と商品表示ラベルの写真を添付してください。

※ 出来れば、デジタルデータの提出をお願いします。

(3) 応募〆切

令和6年9月20日（金）17：00必着

(4) 留意事項

- 必要に応じて、申請内容の説明や資料の追加提供等を求めることがあります。
- 提出された申請書は返却いたしません。申請内容の確認等で御連絡することもありますので、提出書類については必ず写しを取り、保管してください。

6 その他留意事項

(1) 認証の有効期限および更新

認証の有効期限は、認証の日から3年です。

更新登録料は、1認証品につき3,000円とし、1認証品につき認証シール1,000枚を無料交付します。

(2) 認証事業者の責務

認証事業者は、委員会の指示その他この要綱に定める事項を誠実に遵守し、ブランドの普及拡大、新たな開発研究に努めるとともに、インターネットや認証商品等の流通等を通じて町内外への積極的な情報の発信に努めるものとします。

（３）認証後の調査および改善の指示

委員会は、必要と認めるときは、認証内容の状況または認証事業者施設等へ立ち入り、その他状況を調査することができます。

また、認証事業者に改善の必要があると認められるときは、必要な指示を行うことができます。

（４）認証の取り消し

認証事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認証を取り消すものとします。

- （１）虚偽の申請により認証を受けたとき
- （２）第 10 条第 1 項の手続きを経ずに、認証の内容を変更したとき
- （３）前条第 2 項に基づく指示に故意に従わないとき
- （４）認証商品等の生産等を中止したとき
- （５）その他制度の運用に重大な支障を来す行為またはブランドの信用を著しく侵害する行為があったとき

お問合せ先

本認証制度や本募集要項に関するお問合せについては下記の事務局までお問合せ下さい。

かるまいブランド認証委員会事務局（軽米町商工会内）

電話番号：0195—46—27 1 1（平日 9：00～17：00（土日祝日除く））